

四	三	二	一	○財務省告示第五号
發行方法	用振替法の適	の法律及びその根拠	發行の根拠	条件等を次のとおり記
を場で競争う札価振の以法律社債条三百第一法会百資十財政法（昭和二十二年法律第三百三十九年法律別第十九条第一項並びに特別融資法）	特定あ争入札。格替適用を機関は日本銀行との規定による発行（以下「振替法」という。）の規	國庫短期証券（第三百三十九回）	行条件等を次のとおり記	令第六号（第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示第五号）
め別つ入札發行（以下「振替法」という。）の規	（以下「振替法」という。）の規	財務大臣 麻生 太郎	行条件等を次のとおり記	二十四年十二月十日（第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示第五号）
る参て札發行（以下「振替法」という。）の規	（以下「振替法」という。）の規		行条件等を次のとおり記	二十五年一月九日（第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示第五号）
も加者者財務（以下「振替法」という。）の規	（以下「振替法」という。）の規		行条件等を次のとおり記	（第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示第五号）
にごと大臣（以下「振替法」という。）の規	（以下「振替法」という。）の規		行条件等を次のとおり記	（第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示第五号）
る發行（以下「振替法」という。）の規	（以下「振替法」という。）の規		行条件等を次のとおり記	（第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示第五号）
行募各限國（以下「振替法」という。）の規	（以下「振替法」という。）の規		行条件等を次のとおり記	（第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示第五号）
（以下「振替法」という。）の規			行条件等を次のとおり記	（第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示第五号）

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 六 四 十 五	万 額 千 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 百 千 三 兆	円 面 万 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 二 万 三	金 円 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 七 千	額 額	応 額 市 。 ら み	争 市
十 千 百	で で	募 の 場 そ の	入 場
七 二 六	四 五	額 範 特 の う	札 特
億 百 十	千 兆	を 囲 別 応 ち	發 別
八 円 六	二 三	割 内 参 募 応	行 参
千 億	百 千	り に 加 額 募	「 加
三 四	十 百	当 お 者 を 價	と 者
十 千	八 八	て い ご 順 格	い 。
万 九	億 十	る て と 次 の	う 第
八 百	九 億	。 各 の 割 高	。 I
千 三	千 三	申 応 り い	非

